

# 幼児用三輪車の認定基準（公開用）

財団法人 製品安全協会

## 序文

この認定基準及び基準確認方法は、(財)製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続きを経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。

この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き(SGマーク制度)の適用を受ける。

この認定基準及び基準確認方法は、製造物責任法等のいかなる他法令の適用も除外するものではない。

### 幼児用三輪車(改正)専門部会 専門委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属
(部会長)	加藤 忠明	日本子ども家庭総合研究所
	小川 知来	株式会社 野中製作所
	奥西 寛	山岡金属工業 株式会社
	川口 幸男	経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課
	小林 肇	東京大学
	篠塚 茂	株式会社 蔵万
	鈴木 中	株式会社 トシマ
	竹内 貞民	全国ベビー&シルバー用品連合会
	富田 育男	財団法人 製品安全協会
	中井 慶一	株式会社 プラスワン
	平岡 英治	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課
	森下 豪	エム・アンド・エム株式会社
	矢崎 秀	財団法人 日本車両検査協会
	柳橋 哲夫	国民生活センター
	山根 香織	主婦連合会
	吉澤 幸恵	株式会社 イトーヨーカ堂

## 幼児用三輪車の認定基準

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Tricycle for Young Children

### 1. 基準の目的

この基準は、幼児用三輪車の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

この基準は、幼児が使用する足踏式の三輪車(以下、三輪車という。)について適用する。  
なお、ここでいう幼児とは、標準として1才半児から4才児までをいう。

### 3. 安全性品質

三輪車の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	
1. 構造、外観 及 び寸法	1. 三輪車の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。  (1) サドルは、前後左右に著しい傾きがないこと。  (2) ペダル軸及びペダルクランクは、著しいねじれ及び曲がりがないこと。  (3) 車輪は、著しい振れがなく後車輪左右中心面は平行であること。  (4) 外部に現れるボルト・ナットなどの先端は、著しく突出していないこと。  (5) 手及び足の触れる部分の仕上げは良好で、傷害を与えるような先鋭部、ばりなどがいないこと。	

項 目	基 準	
	<p>(6) タイヤの形状及び肉厚均整で、き裂、変形、使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(7) ハンドルは首、頭などが挟まれない構造であること。</p> <p>(8) どろよけを有するものにあっては、泥よけと車輪との間に手指を挟まない構造であること。</p> <p>(9) ペダルの最低地上高さは、○以上であること。</p> <p>(10) サドル座面中央部の最大地上高さは、○以下であること。</p> <p>(11) 背当てを有するものにあっては、サドル座面中央部から背当て上面までの高さは、○以下であること。</p> <p>(12) 押し手棒は、取り外しが容易であること。</p> <p>(13) 押し手棒を有するものにあっては、幼児の足がペダルと干渉しない措置が講じられていること。</p>	

項 目	基 準	
<p>2. 安定性</p> <p>3. すべり抵抗</p> <p>4. 走行性</p>	<p>(14) 折り畳み機構を有するものにあつては、折り畳み時に手指などを挟まない構造であり、かつ使用中折り畳まれないようロック機構などを有すること。</p> <p>2. 三輪車の安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ハンドルグリップ中心部は、前車輪の接地点の垂直面から前方に出ないこと。</p> <p>(2) 側方転倒試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(3) 後方転倒試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>3. 車輪のすべり抵抗は、○以上であること。</p> <p>4. 三輪車の走行は、円滑であること。</p>	

項 目	基 準	
5. 強度	<p>5. 三輪車各部の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ハンドル操作は円滑であり、かつハンドルバーのねじり試験を行ったとき、車輪に対しハンドルバーが回らないこと。</p> <p>(2) 駆動輪のねじり試験を行ったとき、駆動軸に対し駆動輪が回らないこと。</p> <p>(3) 押し手棒は後輪上げ試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(4) 押し手棒は前輪上げ試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(5) 押し手棒はねじり試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(6) その他各部の組付けは確実に緩み、がたなどがないこと。</p>	

項 目	基 準	
<p>6. 耐衝撃</p>	<p>(7) ハンドル強度試験を行ったときハンドル各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(8) 後部ステップを有するものにあつては、後部ステップ強度試験を行ったとき、三輪車各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(9) 背当てを有するものにあつては、背当て強度試験を行ったとき、背当て及び背当てと車体との接合部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(10) 足乗せを有するものにあつては、足乗せ強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>6. 三輪車の耐衝撃は、次のとおりとする。</p> <p>(1) サドル座面強度試験を行ったとき、三輪車各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	
<p>7. 材料</p> <p>8. 付属品</p>	<p>(2) 衝撃走行試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(3) 衝突試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>7. 三輪車の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>8. 付属品は、三輪車の使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	

項 目	基 準	
<p>7. 材料</p> <p>8. 付属品</p>	<p>(2) 衝撃走行試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(3) 衝突試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>7. 三輪車の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>8. 付属品は、三輪車の使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	

#### 4、表示及び取扱説明書

三輪車の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
<p>1. 表示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>I. 三輪車には、容易に消えず、かつ、はがれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>ただし、(4)及び(5)については押し手棒の容易に認しやすい箇所に(6)については該当部分にそれぞれ容易に認知できる方法で表示する。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>(1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 製品に適した使用年令及び身長範囲。</p> <p>(4) 押し手棒と足乗せは自走できない幼児のための補助具であり、自走できるようになったら必ず外す旨の注</p> <p>(5) 押し手棒の操作は必ず保護者が行い、幼児の足が巻き込まれないように注意する旨の注意。</p> <p>(6) 折り畳み操作の方法</p>	<p>2. 三輪車には、次に示す主旨の各項目が記載された取扱説明書を添付すること。</p> <p>(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に示し、</p> <p>(2)及び(3)の事項は、イラストなどを併記して理解し</p>

項 目	基 準	
2. 取扱説明書	<p>2. 三輪車には、次に示す主旨の各項目が記載された取扱説明書を添付すること。</p> <p>(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に示し、(2)及び(3)の事項は、イラストなどを併記して理解しやすいものとし、(4). (b). (c)は安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 部品の一部が取り外されている三輪車は、その組立ての要領及び注意。押し手棒、足乗せなどの付属部品がある三輪車は、その取り付け及び取り外しの要領。</p> <p>(3) 折り畳み機構や調節機構の操作方法</p>	

項 目	基 準	
	<p>(4) 使用上の注意</p> <p>(a) 一人で使用する幼児は、保護者が使用上の注意を指導すること。また、押し手棒を使用する際は必ず保護者が操作を行い、幼児の足が巻き込まれないよう注意すること。</p> <p>(b) 足は、地面及びペダルに確実につくことを確認してから使用させること。</p> <p>(c) 押し手棒と足乗せは、自走できない幼児のための補助具であり、幼児の足が地面及びペダルに確実につき自分でこげるようになったらはずすこと。</p> <p>(d) 幼児がサドルに立ち上がらないよう注意すること。サドルに立ち上がって押し手棒に寄りかかると三輪車ごと転倒する危険性があります。</p> <p>(e) 坂道での使用はさける。</p> <p>(f) 交通の頻繁な道路、車両交通の多い場所では使用しないこと。</p> <p>(g) 車輪の周囲に手を入れないこと</p> <p>(h) 二人乗りはしないこと。</p>	

項 目	基 準	
	<p>(i) 破損、故障などしたままで使用しないこと。</p> <p>(j) 用途以外に使用しないこと。</p> <p>(5) 保管及び点検について</p> <p>(a) 手入れ及び点検を時々行うこと。</p> <p>(b) 雨ざらしにはしないこと。</p> <p>(6) SG マーク制度は、三輪車の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(7) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号。</p>	